

「クレーン運転」の業務に係る 特別教育ご案内 (5トン未満)

平素より、当協会の事業運営にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法により、危険業務に就労させる時は、その業務に関する安全のための特別教育を実施しなければならないことが義務付けられています。

このたび、労働安全衛生規則第36条第15号に掲げる「クレーン運転の業務」に係る特別教育を、下記の通り開催致しますのでご案内申し上げます。

記

1. 期日・会場

期 日	時 間	会 場	受付期間	定 員
6月 7日 (金) (学科)	8:30 ～ 17:30	燕三条地場産業振興センター (三条市須頃1丁目17番地) ☎0256-32-2311	4月1日	54名
6月 8日 (土) (実技)	8:30 ～ 17:00	マ ル ソ ー(株) (三条市月岡字綾ノ前2783-1) ☎0256-34-2621	定員になり次第 締め切らせて いただきます。	

2. 受講対象者

- (1) つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転業務に従事する者又はその予定者
(例：天井クレーン・橋形クレーン・スタッカー式クレーン・クライミングクレーン・ケーブルクレーン・その他のジブクレーンなど)
- (2) 床上で運転し、運転者の荷の移動とともに移動する方式のつり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転業務
(例：ホイスト式天井クレーン・モノレールホイスト・テルハなど)

3. 講習科目

- (1) クレーンに関する知識
- (2) 原動機及び電気に関する知識
- (3) 力学に関する知識
- (4) 関係法令
- (5) クレーンの運転の実技
- (6) クレーンの運転のための合図の実技

4. 受講料

12,100円 (非会員 14,300円) ※テキスト代含む

5. 申込み方法

申込書に記入の上、FAX又は郵送等で申込み下さい。

尚、受講料は、開催日の1週間前までに 銀行振込又は 協会へ現金持参にて
お願い致します。

申込先：〒955-0055 三条市塚野目2-5-10 (一社) 三条労働基準協会
(TEL0256-32-5130、FAX0256-33-5110)

振込先：第四北越銀行 三条支店
普通預金 No.0484564 口座名(一社)三条労働基準協会

※ 尚、当協会が主催します教育・講習会は、公益事業となりますので
振込手数料は受講者負担にてお願い致します。

6. その他

- (1) 銀行振込をされる方は、振込前に申込書が協会に届くよう FAX等で早めにお送りください。
- (2) 受講申込および受講料入金を確認次第、受講票をFAXにて送付します。
- (3) 携行品は、筆記用具・受講票・昼食(テキストは当日お渡しします)
- (4) 尚、申込後のキャンセルにつきましては、講習会初日の1週間前から前日まで
は事務手数料として1,100円、当日の場合は全額を徴収させていただきます。
- (5) 第2日目の実技は、作業衣、保護帽(ヘルメット)、安全靴、軍手、合図笛
をご準備下さい。
- (6) 全課程を修了した方には、修了証が交付されます。

き り と り

「クレーン運転の業務に係る特別教育」申込書

開催日：令和6年6月7日～8日

協会員・非協会員 (○印をつけて下さい)

事業所名	TEL			FAX		
所在地	〒					
受講者氏名	生年月日	受講者氏名	生年月日	受講者氏名	生年月日	受講者氏名
	S・H		S・H		S・H	
	S・H		S・H		S・H	
	S・H		S・H		S・H	
請求書	請求書発行を希望される方は、左欄に○印・下記にメールアドレスを記入して下さい。 (原則としてメールにて請求書を送らせていただきます。) 尚、振込の場合も当日に領収書をお渡しいたします。(当協会は免税事業者です。) ※ メールアドレス:					

上記の通り 名分の受講料 円にて申し込みます。
令和 年 月 日

申込み担当者名

三条労働基準協会宛